平成２６年（フ）第９号
青森県十和田市西十三番町40番11号
破産者　吉崎　　真
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３６号
盛岡市月が丘１丁目６番18号　サニーハウスＢ号
破産者　渡部　州晃
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８号
秋田県潟上市天王字細谷長根35番地14
破産者　小玉工事サービスこと　小玉　幸博
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
秋田県北秋田市鷹巣字東中岱51番地１　サンコーポラスなかたい１号棟102号
破産者　石田　隆成
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２３７０号
横浜市南区南太田３丁目18番１―509号
破産者　野本　孝司
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７７号
横浜市中区新山下２丁目８番１―404号
破産者　佐藤　清秀
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０３号
千葉市花見川区千種町346番地９　ルミエールⅡ201号
破産者　松原　康行
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４号
横浜市緑区三保町2608番地３　リーベスト中山Ａ棟101号
破産者　津田登志恵
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３００号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1407号
破産者　松原　康子
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７０号
金沢市普正寺町１の15番地、開始決定時の住所金沢市専光寺町タ６番地２
破産者　巨匠こと　玉作　栄一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
金沢市大桑町中ノ大平18番地25　第二万陽苑、従前の住所金沢市横山町13番16号、従前々の住所三重県尾鷲市林町13番25号
破産者　山下　勝美
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
山口県下関市小月本町２丁目15番９号
破産者　山本　和惠
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
香川県高松市亀岡町１番31号　丸山ビル４階北東
破産者　木村さゆり（旧姓船川）
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９５号
愛媛県松山市西石井１丁目11番６号、開始決定時の住所愛媛県松山市新石手234番地の３
破産者　高石　朋武
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地37　卸ヨ号26号
破産者　笛　　悟
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目21番25号　エクステンド郡元101号
破産者　倉岡　伸二
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１５０号
千葉市美浜区高洲３丁目３番９棟107号
破産者　窪田　博恭
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８４号
埼玉県桶川市大字倉田140番地30
破産者　西川建設株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地１棟404号、開始決定時の住所千葉県流山市大字東深井493番地の221
破産者　石川　孔一
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部